

令和3年8月27日

令和3年第7回神奈川県議会臨時会

産業労働常任委員会資料

(令和3年8月27日付託分)

産業労働局

令和3年度8月補正予算（その2）

I 令和3年度8月補正予算（その2）総括表【産業労働局関係】	……………	1
II 令和3年度8月補正予算（その2）の内容【産業労働局関係】	……………	2

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和3年度8月補正予算（その2）総括表【産業労働局関係】

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科 目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 8月補正 （その2） 予算 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,889,419	0	7,889,419	—	—	—	—	
(項)労政費	4,742,690	—	4,742,690	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	414,233,234	37,392,222	451,625,456	37,013,341	—	—	378,881	
(項)商工総務費	388,037,538	37,392,222	425,429,760	37,013,341	—	—	378,881	感染症拡大防止協力金 事業費 30,098,710 中小企業等支援給付金事 業費 7,293,512
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	20,838,246	—	20,838,246	—	—	—	—	
小 計	422,122,653	37,392,222	459,514,875	37,013,341	—	—	378,881	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	422,122,653	37,392,222	459,514,875	37,013,341	—	—	378,881	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計+特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	424,956,532	37,392,222	462,348,754					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和3年度8月補正予算（その2）の内容【産業労働局関係】

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 （飲食店等向け・第14弾／大規模施設等に対する協力金・第5弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

感染症拡大防止協力金事業費

(1) 目的

令和3年9月12日までの緊急事態宣言の延長に伴う、県からの休業要請や営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等を支援する。

(2) 内容

ア 飲食店等

県からの要請に協力し、休業する酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等、及び5時から20時までの時間短縮営業を行う酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等に、売上高等に応じた協力金を交付する。

イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、5時から20時まで又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

また、県からの要請に協力し、休業する飲食業の許可を受けていないカラオケ店に、協力金を交付する。

(3) 予算額 30,098,710千円

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援

8 款 商工費 1 項 商工総務費

中小企業等支援給付金事業費

(1) 目的

「酒類提供の停止」要請等により、売上に影響を受けている事業者を支援する。

(2) 内容

国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大する。

(3) 予算額 7,293,512千円

<酒類販売事業者等支援給付金>

支援対象者	前(々)年比の7月、8月、9月の売上が、30%以上減少又は2ヵ月連続で15%以上減少した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等			
支援対象期間	令和3年7月から9月まで			
支援内容				
	売上減少率 (対前(々)年同月比)	月次支援金(国)	支援給付金(県)	合計(上限額)
加算	90%以上	法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:60万円/月 個人:30万円/月	法人:80万円/月 個人:40万円/月
	70%以上 90%未満		法人:40万円/月 個人:20万円/月	法人:60万円/月 個人:30万円/月
	50%以上 70%未満		法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:40万円/月 個人:20万円/月
対象者の拡大	30%以上 50%未満	—	法人:20万円/月 個人:10万円/月	法人:20万円/月 個人:10万円/月
	2ヵ月連続 で15%以上			

<中小企業者等支援給付金(酒類販売事業者等除く)>

支援対象者	前(々)年比の7月、8月、9月の売上が、50%以上減少した中小企業者等(国の月次支援金を受給した事業者で酒類販売事業者等除く)
支援対象期間	令和3年7月から9月まで
給付額(定額)	中小法人:5万円/月、個人事業者:2.5万円/月

緊急事態宣言延長等を踏まえた対応強化

Kanagawa Prefectural Government

緊急事態宣言措置の考え方

- 本県は、神奈川版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強いメッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。

特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）
特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から**9月12日**まで。

宣言後の感染激増を踏まえた対応強化

- 人流の増加に、感染力が非常に強いデルタ株が拍車をかける状況
- 緊急事態宣言後も、連日2000人前後の新規感染者が発生
- いわゆる医療崩壊が始まりつつある厳しい現状



- デルタ株への危機感の共有（呼びかけ強化）
- 医療体制の強化（重症病床のフェーズ上げ、不急の手術等の延期、等）
- 路上飲み対策強化
- 事業者へのテレワークの徹底
- 海水浴場の閉鎖の働きかけ
- 国への働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

- 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請
 - ※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、
屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で
- デルタ株への危機感を共有し、リスクある行動を回避 → 「人混みは危険」
※混雑した場所への外出の5割減
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒（いわゆる路上飲み）やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

事業者への要請(飲食店等)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項)
(現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮
(5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)

○まん延防止等の措置(法第45条第2項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- ・飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・要請に応じない事業者への命令(法第45条第3項)
- ・要請・命令時の公表(法第45条第5項)
- ・命令のための立入検査等(法第72条)
- ・命令違反等に対する過料(法第79条、80条)

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

Kanagawa Prefectural Government

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、 ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

- 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請(法第45条第2項)
 - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業所の消毒
 - ・施設の換気
 - ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保
- **一部新**施設内外に混雑が生じることがないように**人数管理、人数制限、誘導等**の「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

事業者への要請(イベントの制限)

措置内容

○収容人数等の要請(法24条第9項)

施設の収容定員

人数上限 5000人
かつ
収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

措置の強化及び実効性を確保する取組①

○20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化

職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応

○特措法の厳正な運用

要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など

○協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進

先行交付の実施など

○県立学校の部活動に関する対策の強化

練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど

※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能

○県民利用施設の対応強化

原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。

Kanagawa Prefectural Government

措置の強化及び実効性を確保する取組②

- 路上飲み防止対策
委託事業を活用し、路上飲みに対する注意喚起、声掛けの実施
- テレワークの徹底強化
各業界団体にテレワークの徹底を改めて通知
- 海水浴場の閉鎖の働きかけ
市町と連携した海水浴場の閉鎖
- 国への働きかけ(8月9日 西村大臣との意見交換)
 - ・ 人流抑制等の強化に向け、基本的対処方針の変更を要望
 - ・ 抗原検査キットの活用に係る国事業の柔軟化、財政支援の強化

Kanagawa Prefectural Government

措置の強化及び実効性を確保する取組③

- 緊急事態措置の強化に関する国への要請(8月13日)
1都3県知事連名で、西村大臣に対し基本的対処方針の変更、それに伴う国における全面的な財政措置、公共交通機関の利用抑制など実効性のある人流抑制策等の要請
- 大規模商業施設へ要請(8月11日)
大規模商業施設に対し、百貨店における感染者のうち、約5割が地下1～2階で勤務していたことなどを踏まえ、入場整理など感染防止対策の徹底を依頼
(特措法第45条第2項)
- **新**国[○]の基本的対処方針の改正を踏まえた要請
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、大規模商業施設に対し入場制限(通常営業の5割を目安)を要請
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、百貨店の地下の食品売り場等に対して、上記と同様の措置を要請

Kanagawa Prefectural Government

飲食店等に対する協力金（第14弾）について

		緊急事態宣言措置区域（県内全域）	
協力金の交付対象施設		酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ 利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む ※ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く	酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
協力金の交付要件 (9/1~9/12の12日間)	営業時間	終日休業	営業時間は5時から20時まで
	その他の交付要件	—	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
想定対象店舗数		約40,000店舗	
協力金の算定方法		<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限4万円/日、上限10万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4(下限なし、上限20万円/日)	

予算額 276億4,800万円＋事務費4億7,715万円＝281億2,515万円

大規模施設等に対する協力金（第5弾）について

9/1から9/12までの12日間において、緊急事態措置区域である県内全域で、時短・休業要請に応じた大規模施設等に対して協力金を交付する。

<時短要請>

	大規模施設	テナント等
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分(10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」

<休業要請>

	飲食業の許可を受けていないカラオケ店	
交付対象	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡超のカラオケ店	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡以下のカラオケ店
協力金 (日額)	休業した面積1,000㎡毎に20万円/日	2万円/日

予算額 18億9,006万円＋事務費8,350万円＝19億7,356万円